

# 会 議 録

会議の名称	第28回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会	
開催日時	平成21年12月17日（木）19:00～21:00	
開催場所	中央公民館（三の丸会館）3階小ホール	
事務局	大和郡山市 総務部 企画政策課	
出席者	委員	中川教授、澤井名誉教授 市民公募委員（磯委員、伊藤委員、奥田委員、帯谷委員、梶谷委員、金田委員、北野委員、北原委員、鯛委員、高原委員、中野委員、中村委員、西本委員、沼田委員、福嶋委員、藤原委員、横田委員） 市職員委員（中尾委員、山中委員、吉本委員）
	事務局	北森企画政策課長、百嶋企画政策課長補佐、澤田
欠席者	委員 11名	
議題	第3次条例案について	

## 議 事 概 要

### 1. 開会挨拶等

事務局から以下の報告がある。

- ・ 本日の欠席者について
- ・ 総務常任委員会への進捗状況及び答申案の説明について

### 2. 議題

#### ◎「条文素案」の議論

会 長 皆さん、こんばんは。今日は最終版と言いますか、ほぼ完成している姿で皆さんのお手元にも届いていると思います。その確認ということになろうかと思えますのと共に、事務局のお話にもありましたよ

うに対議会にですね、ご理解を深めていただくということとあわせて皆さん方のお力で市民の皆さんそれぞれにこういうものが今、案として作られ議会の上程の手続きに入るということをもっと話題として広めていただきたいなと思っております。そのためのいろんな手法とか、今後どういう風にこれをやったらね、市民のものになっていくのかという提案もいただきたいと思っております。簡単ながら私のご挨拶はこの程度でございます。それでは前回議事録の確認をしたいと思いますが、修正とか訂正のご要望ございますでしょうか？

委員 今、事務局が言っていたことに関連してなんですが、状況報告して答申案を総務常任委員会で配ったということで、

会長 ちょっと待って下さい。会議録についてですよ、今。

委員 はい。それがここに書いてあるもので、その確認なんですが。伝わったということ、そういう風に理解していいわけですよ。議員さんにこの内容が伝わったと、全員かどうかは別にして。

事務局 全員に配りましたんで。内容的には全員に伝わったと思ってくれはったらええかと思えます。

委員 そういうことですよ。実はね、ホームページ見ても、策定委員会でどんなことが審議されているか分からないと、だからしょうがないという、意見も聞かれるんですよ。それでそういうことであれば私としてはね、できるだけ早く見ようとする意志のある人には見えるような状態に、つまりホームページに載せていただいたらと、こう思うんですけど。一応、この議事録の確認としてですね、まあ意見としてそういうふうなことです。

会長 ええっと、議事録内容の修正等じゃなくって、議事録をホームページに載せてほしいと、こういうことですか？

委員 まあそれでもいいです。要は、議員に知らされて、と共に市民の人も見ようと思えば分かるようにしたらということで、一番手っ取り早く、コピーした内容をアップしたらどうかと、こういう感じです。

会 長 　ん～今日現在で皆さんがこの案で良いということを確認

委 員 　いや、そういうことじゃなくて

会 長 　じゃなくて、いいですか。意思形成過程情報になりますから、途中で生煮えのものを出すというのは、ちょっと責任がとれないと私は思うんですよ、行政の側とすれば。

委 員 　議員にもそういうものを見せたわけですよ。

会 長 　要約したものをね。

委 員 　その要約したものでいいと思うんですよ。同じレベルで一般市民の人で見ようとする意志がある人には参照できるようにしたらどうかということで、具体的にホームページに作って報告してるわけですから、今回それをしたらどうかという、そういう意見です。

会 長 　はい。つまり議会に配った程度の要約版で良いからホームページに載せられへんかということです。

事務局 　もう、今日で固まるんやったら、答申案がもうできると思うんですけど、それやったら載せるんですけど。

委 員 　このままだったら良いですよ。要は同じようなレベルで市民の人にも分かるようにしたらどうかという意見です。

会 長 　はい、分かりました。ですので、今日現在のこれが確認されたら、これがホームページに載るということを期待できると私は思っていますので、今から行動するとするならば、そっちの方がええんちゃいますか？要約版やしね。

委 員 　まあその辺はお任せしますけども。

会 長 　はい。それでは会議録に関する修正意見ございませんか？よろしいですか？はい、それでは修正なしということでよろしく願います。

次に議題であります。第3次条例案につきまして皆さんのご承認を賜る手続きに入りたいと思いますが、これどうしましょうか。どうします？もういちいち読み上げる必要ないかな？

事務局 はい、そうですね。

会長 いいですか？もう、いちいち読み上げていく時間ないですね。それではもういきなり、この原案に関するですね、ご承認をいただけますでしょうか？

委員 前回の討議で聞き逃しているかもしれませんが、条例の解釈ですね、ちょっとこれもういっぺん読ませてもうて、これはどういう風に理解したらいいのかという点があります。

会長 はい、どの箇所ですか？

委員 第2条のですね、第2項の「市 市議会、市長その他の執行機関及び市職員～」というのは「市職員」が削られてますよね、これ。これは見ますと、市職員というのは市長の補助機関だからというご説明で外されたというのは理解できるんですが、あとその、執行機関というのは市長と6つの委員会が執行機関の定義になってるわけですが、その後で、第11条ですね、「市長を除く執行機関の役割及び責務」で市長を除くとある。

会長 いや第11条は、これ執行機関ですから市長も含まれます。

委員 いや、ここは前の時は

会長 前は「市長を除く」となっていたんですけどね。

委員 これを削ってますやろ。そうすると当然、市長も入ってきますよね。そうすると第11条の「市長を除く執行機関」それから第3項は「他の執行機関」と書いてありますわな。それも「他の」を削って全部「執行機関」としている。そうしますと、この第2、3項は、削るまでは市長を除いてたわけですが、これで全部、執行機関に統一してしまっ

たんで第11条の執行機関ですね、これは全部、市長を含むという風にそう理解していいんですね。

会 長 はい、そうです。

委 員 ですから今後は執行機関は全部、市長を含むという風に理解したらいいですか？

会 長 はい。

委 員 で、従来の市長を除くということよりも市長をこれでいきますと、役割と責務が広がっているという風に理解されますがそれでいいわけですか。従来の「市長の役割と責務」が第10条に書いてますけど。第11条は市長を除く執行機関、それが「市長を除く」が削られて全部、執行機関ということで市長を含むことになりましたからね。で、第11条の、これは従来の書き方でいきますと、「市長を除く執行機関の役割及び責務」ということで「市長の役割及び責務」と区別されていたと思うんですが、これ一緒にしてしまっただけで市長の役割がこの第11条も含めてあるんですね、理解してよろしいんですか？

会 長 第10条にかぶさって第11条がある、市長に関しては。

委 員 ああそういうことですか。それからですね、その職員を、市職員というのが第2条の2項で外されているわけですが、これは市長の補助機関に含まれていると理解できるわけですが、実際に市職員の責務というのが第12条にあります、ここに市職員の位置付けてちゃんとでてくるわけですから、市民感覚としては、市長の補助機関だから全く市のなかに含まれなくてね、市長のなかに入っているんだという形でいくとちょっと気持ちが納得できない、市民に関しては納得できないものがあるんじゃないか、やっぱり市職員と入れておいた方がいいような気がするんですけど、これを外して全部、市長のところには全部、入っているんだということ。

会 長 それはちょっと議論もう既にしたと思うんですけどね。「市職員の責務」という第12条が起こされてるということで、大変大きな位置

付けがされていると逆に僕は理解しているんです。自治基本条例で「市職員の責務」まで書いているところはあまり多くないんです。むしろ、執行機関としての市長の補助機関ですから、「市長の責務」のなかには当然、補助職員としての行政職員としての責務は入ってくる。敢えて第12条で特出ししてるっていうのは、むしろ新しいタイプやと思いますけどね。今から3年程度前の頃の自治基本条例には「市職員の責務」なんて書いているやつ、あまりありません。

委員　　そうですか。それから、「処分」というのが復活されましたですね。これ難しいから削ろうかと、これ前回、随分、論議されてきて、法律用語とかね、それからいくと処分に代わる正確な表現ができないと、分かり易くということで、前かかれたやつは不正確だということで処分が復活したという風に理解してたんですけど、それでよろしいわけですか？

会　長　　はい。第22条ですね？

委員　　この「処分」が復活したというのは、そういうそれ以外に適切な表現がないということで復活したとそういう理解でよろしいか？

会　長　　はい。処分というのは単なるサービス業務ではないので。例えば税金の滞納処分とか差押えとか、あるいは施設の使用禁止とか、退去命令とか、これ全部、処分です。単なるサービス業務は処分と言いません。

委員　　それからですね、第30条ですね。本文を前の論議で、結局、「国」はですね、前の方で出てるから外したと

会　長　　これは表題の間違いですね。「他の自治体との連携」でしたね。「国」というのは向こうの方で受けてるから、これはいらんやろうと、だから表題を変えましょう。

委員　　はい、それで了解です。

会　長　　同様な疑問とかご意見とかございましたらどうぞ。

委員 表題ですけども、これひょっとしたら議論済みかもしれませんが、第8条、先ほど出ました市議会の関係ですけども、これ「市議会の責務」というままで残ってるんですね。これはですね、第1項と第2項についてはですね、これは責務というより権利と機能というか権能ですね。もう少し優しい表現をすれば役割と、これが抜けてるん違いますか？今までの経緯を見てますと表題そのもの、中身はこれでいいんですけども、明らかに第1項と第2項は責務ではありませんのでね、議会そのものの権能ですから。これはやっぱり、それこそ議会でチェックされますよ。

会長 そうですね。だから第8条だけじゃなくて第9条も「役割と責務」にした方がいいですね。後ろの方の「市長の役割と責務」は書いてあるし、「執行機関の役割及び責務」ですから整えておいた方がいいでしょうね。ご指摘のとおりで進めます。他、お気付きの点ございませんか？

委員 第2条第3項のところで、「市」という中に「市議会と市長」というのが定義されておって、「執行機関」の中にまた、「市長」というのが定義されていて重複されているのがちょっとどっちか省いてもいいのかなというのと、それから定義のところで「市職員」というのを消しましたけど市職員という定義がないまま、そのさっきの第12条で「市職員の責務」となっているのは、市職員の定義がないまま使ってええんやろかという、だいたい定義して使ってますわね。その2点がちょっと今、気がつきましたけど。これは論議された結果だったのかちょっと覚えてないですけど。ぱっと見て市のところにね、「市とは市議会、市長」「執行機関 市長、教育委員会～」とこう市長が両方入ってきたら。

会長 あのね、第2条の第2号と第3号の定義は、矛盾はしてないと思うんですよ、「市長その他の執行機関」ですから。だから「その他の執行機関」と「市長」をあわせて「執行機関」という風に読めると思うんですね。

委員 「市とは市議会、市長」それから下の「執行機関」だから

会 長 「その他」です。「市長を除くその他の執行機関」ですから。

委 員 という読み方をすればよろしいんですな。

会 長 はい。だから第3号の「執行機関」の中にある「市長を除く執行機関」を「その他の執行機関」というわけです。

委 員 そういう風に読めば重複しないですね。

会 長 はい。

委 員 で、市職員については？

会 長 市職員については定義をする必要がないと認めたんじゃないですか？

委 員 定義なしで、第12条で「市職員の責務」とこうもってきたと。

会 長 敢えて言うならば第12条に「執行機関の補助を行う市職員は」とか入れたら定義したことになりますけどね。でも補助機関ではないので。執行機関の補助を行う職員ということですね。まあ一般に市職員と言ったらみんな分かるんじゃないかなということできたんですけどね。

委 員 分かりますけどもね、だいたい定義して使うやり方をやってる中で市職員だけ定義なしでぱっときとると、どっかで定義する必要があるかという疑問を持ったわけですね。

委 員 それでまたちょっとその関連ですが、第2条の第5号ですね、「協働 市民、市議会及び執行機関が」となってますわね、で、「市民と市議会及び執行機関」とはまさに「市」という表現で代わると言うんですけどね。これ「市民及び市が互いの役割と責務～」でいいんじゃないですか？それと「市及び執行機関」というのは次のページを見ますと「市」ということになりますね。

会 長 ここはね、ちょっと難しいところありますね。



委員　　この執行機関は市長も入ってるんですか？

会長　　当然、市長含まれてます。「市民と市が」と言った時は議会を含むわけですよ。で、ここで敢えて「議会」と「執行機関」を分けたのは「議会」との協働いうのもあるよと、普通、「協働」というたら首長部局とかその他の教育委員会とか、そこらとの事業協働というイメージがありますよね。将来的には議会との協働、例えば公開討論会とか休日夜間議会を審議、実行委員会に協力を求めてやるとか、子ども議会を学校なりと協力してやるとか、そういうことも協働になるでしょ？そういうイメージを明確にしたかったから「市議会」を出したはずなんです。市との協働といったら、たいがい議会が入ってるというものの、議会の意思決定を踏まえたうえでの、団体として決定されたものにしか協働できなくなる。その部分を避けたかった。つまり議会で議決をいただいている限り、協働できないってことになりかねないから。だから議会に提案するような条例を作るとか、議会に対して提案するような事業、予算を伴う事業を構築するにあたって市長部局と協働し、そして議会に承認をもらうなんていう場合、「市」とやってしまうと条例違反になる危険性ありますよね。それは市との協働ちゃうやないかと言われる可能性がありますよね。だからここは敢えて分けた。

委員　　ああ、そうですか。

会長　　はい、他、何かお気づきの点等ございましたら。今もタイトルからちょっと統一できていなかったこともね、出てきました。それではよろしいでしょうか？あとはもう、法制がもういっぺんチェックをかけてくれると思いますけども、それはあくまでも語尾の調節とかで収まると思っております。で、残った時間をですね、これからどんな風にしていったら、この自治基本条例が市民のものになるんだろうと、そのためにはどんな風な仕組みでいうか、働きかけしていったらいいのかなという、そんなご提案をいただけたらと思うんですがいかがでしょう。よくやりますのは、条例が議会上程されて可決された後もやらかなあかんことあるんですよ、本当に知ってもらうために。それからあとパブリックコメントありますよね。で、パブリックコメントをたくさんいただくために、パブリックコメントをもらうためのタウンミ

ーティングみたいのもあるでしょうし、そんなご提案があればと思います。どうぞ、どなたからでも。

委員 あ の、その前にこれの解説書。いつどういう風にするのかという、それがないとちょっと。

会長 もちろん、議会上程の前に解説書を作ると、前に言うてはりましたから。その解説書ができてからタウンミーティングみたいなのをやるのが筋でしょうね。いつ頃できそうですか？今日以後やな、作業。だから解説書ができるという前提で考えていただいたらどうでしょう。

委員 その解説書に関連してですけども、解説書に当然だと思うんですけど、「市民自治」という言葉がありましたね、それから「市民公益活動」ですね。これだいぶ論議されて「市民公益活動」になったと思うんですが、これなかなかちょっと読んだだけでは我々も、ここの討論に参加しましたから理解が深められたもので、これ読んだ時にすぐに、これはどういうことなのかという、ちょっと分かりにくいですね。それから「市民自治」のところでは一番最後の論議の時に会長の方から、これは定義をする必要があるとおっしゃったんじゃないかと思うんですけど、ちょっと議事録にあったと思いますけど、そういう風に2つの「市民自治」と「市民公益活動」ですか、この2点は定義に入れておいた方がいいのでは、解説書だけに書くのと、その辺はどうなんでしょうかね。

会長 定義はせん方がいいと思います。解説書でいった方がいいんじゃないですかね。これは副会長が日本で最大の権威なんですけども、今日もちょっと喫茶店で話してたんですが、本来は行政学の世界では「住民自治」と言うてます。それを敢えて大和郡山は都市なんだから「市民自治」という言葉で置き換えたんですね。で、ちょっと長なりますけど、地方自治というのはそもそも住民自治と団体自治の両輪で進むもんだと、一般に理解されています。これは誰も反論が出ないと思います。で、団体自治というのは議会及び役所が担う、大がかりな予算を伴うとか、あるいは行政権力行使を伴うとかいうものは団体でなければできませんよね。それ以外を住民自治が担うという部分はもちろんありますが、しからは住民自治とは何かと言うた時にいくつかの側面

がありまして、1つは地域社会をみんなでまとめていくとか、そういう地域の自治統治という面での住民自治と、それからもう1つは団体のね、住民の手で直接統制するという、そういう面での住民自治と2つあるんです。で、団体の直接統制というのは、地方自治法上は監査請求権、それから条例の改廃制定請求権、それから特別職の解職請求権、リコール請求権ですよ、この3つが法制度化されてますけども、現実に例えば20万、30万、40万の都市になった場合、なかなかこれは行使しにくいですよ。で、そういう距離がちょっと遠なってしまってるということを、ある程度克服するために自治基本条例を作って、そこに住民投票請求権とか、あるいは行政評価への直接住民参加とか、それから他にもですね、一般外部監査に住民が参加できるとか、様々なそういう制度をオプションとして付け加えていこうという役割も自治基本条例は果たしているわけです。だからここで言ってる「市民自治」というのは、大きく分けると私は3層あると思ってまして、1つは大和郡山市という大きなまち、この大和郡山市という自治体をみんなで治めていくという市民自治と、それから皆さんがお住まいになっている近隣社会といいますかね、地区、そういう地区をみんなで協働統制していこうというまちづくりと、まあその2層があると思うんですね。で、もっとちっちゃくは自治会の班とか、分会単位でやってはる、そういう近隣自治と、その3層にわたるのが住民自治、市民自治だと思うんですね。で、その全部を指しているとは私は思うんです。だから、ここの「市民自治」という言葉があちこち出てきますけども、第1条の「市民自治」もその3層にわたるまちづくりという風に理解すればいいんじゃないですか。それから最後の方にもですね、最高規範性についても市民自治及び市政に関する最高規範それから他にも出てきたかな。この「市民自治」というのは、今言った大きくは郡山、中ぐらいで言うたら小学校区程度以下の協働統治できる範囲の社会づくり、それから近隣社会づくり、それ全部指しますという風にとったらいいと思います。解説でそれを書いた方がいいんじゃないかな。つまり、大和郡山市議会及び市役所も含めて市民が作った方がいいんです。市民が作って市民が運営してもらってるわけですね。あるいはもっと言葉悪く言えば、仕事をさせてるわけです。そういうことも含めて自治だよと、市民が主体の自治ですよと、そういう精神をここに漂わせてると思っていたら。これは解説に書いた方が良かったらと思いますね。法律用語でも何でもないので。

委員 今後の活動ですけども、議会对策と市民対策とは別物ですから、別物というか、筋の違うものになりますから、だからそれはですね区分を分けて、市民の方の方はパブリックコメントとか行政的にやる分と、議会对策はちょっと、何か具体的にこうしたらという事例がありませんか？

会長 ここと同時スタートして、さっさと制定してしまった生駒市の場合は、ただまあ準備期間が長かったもんで最後の追い込みが早かったんですが。市内を5地区に分けてタウンミーティングやりました、説明会。で、その説明会には自治基本条例策定委員がブロックを決めて、出かけていって一緒に説明しました。で、場内の人らの質問にも、策定委員会の委員が答えています。もちろん事務局である役所の人もそこに一緒に行って配ったりお世話しますが、その討論の中に、その策定委員が入って「こういう意味合いで作ったんだ」と「こういう趣旨の条文なんだ」と説明はしてましたね。生駒の場合は確か5地区やったと思います。それから

委員 何人ぐらいこられました？

会長 そんなにたくさん来てません。1会場だいたいよく集まって、4, 50人。普通は2, 30人です。逆に言うたらそれだけ安心してはるというか信頼してはるいう面もありますわね。とんでもないものができるわけではないと。ええことしてくれてはるんやという信頼感があることも事実です。で、もう一つはね、自治会、町内会の連合体、自治会連合会これが全面的にバックアップしてくださって管内の自治会長に連絡して「分かつうが分かつまいが来てえや」という風にお誘いをして下さったことは事実です。だからよく来て下さったのは、ほとんどが自治会でした。まあ、生駒の場合は足かけ5年かけてますから、最後の1年でさあっとできたように見えてえらい早いみたいに思てはるかもしれませんが、ただスタートが早いんです。その他はですね、

委員 パンフレットは作ってないんですか？

会長 もちろんパンフレットは作ります。それは議会、可決されてからパ

ンフレットですね。可決以前は、今おっしゃった解説書、原案解説書  
ですよ。

委員 そのタウンミーティングというのは、行政いうんか、自治会とかそ  
ういう縦割りにして、そこに策定委員が参加すれば、こういう形にな  
るんでしょうか、実質としては。

会長 そうですね。本当に丁寧にやろうと思えば小学校区単位で1回ずつ  
やるのが正しいと思うんですけども。

委員 やり方はいいんですけど、行政的な自治会とかそういう連合会でも  
いいんですけども、そこに対して依頼をして日程を調整してという形で。

会長 いや、そんなんじゃないですよ。

委員 個別にやるわけ？

会長 地区を決めて東西南北、中央部と分けて、「いついつやりますよ」  
と言うて広報で連絡するんです。

委員 やっぱり行政からの連絡？

会長 そうですね。で、連合自治会の方にお問い合わせというのは、あくま  
でも裏側で連絡します。「ご協力お願いします。伝えて下さい」と。

副会長 生駒の場合は、策定委員会の中に連合会、町内会の代表の方が2人  
入ってたからね。団体代表も入ってるわけ、生駒の場合。だからその  
ルートで流れる。

委員 中学校と高校に概要版を配ったりはしてませんか？

会長 まだそこまで行ってません。

委員 まだという表現なんですか？

副会長 したいんですけどね。

委員 郡山の場合、先ほどの地区でいうと7地区かな。それから連合自治会はどのくらい？

会長 それはちょっと私も知らないですけども詳しくは、どんなもんですか？もしブロック割りするとするならば、どんな割り方になりますか？

事務局 大きく分けたら、郡山地区、平和、治道、昭和、片桐、矢田地区で、郡山地区は少し大きいので分けてもいいかなと、それが一番大きなブロックです。

会長 それと生駒がやったもう一つの工夫は、これは議会から代表で来られていた2, 3人の議員さんの意見を受けて、「こういう条例ができますよ。皆さんもいろいろ意見を言うて下さい。」ということで全戸配布しましたね、アンケートを。「そこまでせんと浸透せえへん」と言われたので。何か予算の枠なかったんですけど、手作りでやって

委員 それは議員さんも一枚かませたっちゅうわけですかね。

副会長 もともとだから策定委員会の中に議会代表が入ってる。2人か3人かな。

会長 ただね、それは大和郡山のやり方と生駒のやり方と本当に対照的で、どっちが良い悪いの問題ではないのです。生駒の場合は準備期間が結構長かったのでなんべんもなんべんも方針書を作って、なんべんもなんべんもシンポジウムやってじわじわ広げていって、「いざ条例作るぞ」と言った時は、もう商工会議所もそれから自治会連合会もNPOの団体代表も全部こう各業種、業界ね、市民各種団体全部入れて、その中に一般公募が4人ぐらい、全体で20人ぐらいやったかな、のメンバー構成にして、でその中で最後、仕上げたわけです。そやから各団体が協力しやすくなっていたことは事実です。で、そこに議会代表も入っていたと。だから条例の中の議会のところ、議員のところはほとんど議員さんの作文したとおりの内容に変わってきました。むしろ我

々の作った案よりもシャープでピシっとした内容になってましたけどね。

委員 アンケート全戸配布したんですか？

会長 全戸配布、アンケートですよ。

委員 これから出発していくわけですけども、その途中経過を知るのは、それは事務局でこんな状態になっているということでどんなものを考えておられるんですか？このメンバーに今どういうことしてるのか、そここのところで教えていただければ、そうでないと今どうなってるんだかどうしたら知れるんでしょうね。例えば議会が終わったとかパブリックコメントとかの区切りで教えてもらえるのか、最後結論つくまでこのままとか、その辺どうなんでしょう。

副会長 それは前回です、パブリックコメントかける前にね、こういう解説文付けて出しますよと、そして懇談会をしましょうということになってる。

委員 それは1回だけ？

副会長 一応、その時はそういう話になってました。

会長 あとは、もしご要望とあれば例えば「パブリックコメントをかけることになりましたのでご報告します。」で、「パブリックコメントきて、それを受けてこういう修正を市長部局の責任でかけましたのでご報告します」ぐらいは文書で返してもらえますと思いますけど。

委員 ザツとした工程表的なものは事務局として作ってもらえないでしょうか？

会長 それは出そうと思ったら出せるんじゃないですか。

委員 それを見れば具体的にどんな状況になっているかというのが分かりますし、その辺、要望としてかなえてもらえませんかね。

委員 事務局忙しいからね、そんなこともうええやないかという話になるかもしれないが、ただちょっと寂しい感じがする。

委員 会長から「これからどうしましょうか？」という問いかけがあったわけですが、前回の時に我々の答申作業としたら一応この委員会は、という話だったんですよ。今日の問いかけは

会長 何か良い提案があればということです。

委員 意見があれば？あぁ。

会長 皆さんのアイデアがあれば。

委員 あぁ、アイデアがあれば聞いてやるとこういうことですか。

会長 それは事務局にメッセージとして渡しておけばということです。もしね、勝手に思い込んでいたかもしれませんが、もしそういうタウンミーティング、東西南北、中央部ぐらいで7カ所とか分けてやりましょうとなった時は、やっぱりこの策定委員の皆さんも「私それに携わった者です。」ということで出席なさって、場内の方々と意見交換するっていうことくらいやってもええんちゃうかと僕思いますしね。そのことによって市民同士がお互いに知り合うことにもなるやろうし。一方的に行政が内部で作ったのではないという証明できると思うんですね。その方が市民自治都市としてはええんちゃうのと僕は思ってるから。

委員 その今、会長が言うてはるタウンミーティングね、僕ら委員も出たらええとなるとしてもね、事務局が例えば会長が言うてはったように小学校区、郡山10くらいありますわな、10ほどのものですか、先ほど言うたようにね、自治連合会単位で6つくらいでいくのか、それによっていろいろ変わりますわな。それを先に決めんと、まあいずれ事務局どう考えてるのか知らんけど、事務局どうですか、そういう単位で行きますの？時間的な問題があるやろうから。

会長 それは今言われてもまだ答え出てないと思いますけど。



委員 出てない。時間的なことがあるから僕らが10せえと言うたかてできへんことがあるやろ。

会長 それは予算制約もあるしね。時間制約もあるし。

委員 そうか市議会対策で僕らを利用する言うたら言葉悪いけど、そういう何か方法あるの？

会長 それは、会議録に残る発言としては言いにくいんじゃないです。もう一つはそのようなタウンミーティングもしましよというの1つの望むべきことと思うんですけども、やっぱり制定されてから後もね、もっと知ってもらうためのアフターケアが必要だし、議会に上程する前にどうあるべきか、上程されて可決されてから後どうしていくべきかということもスケジュールがいると思うんです。それについては

委員 そやけど会長ね、僕から言わしてみたらね、6カ所ですんのと10カ所でするいうたら、10カ所ですて先ほど会長がおっしゃったように僕らのメンバーが全員出てきてね、誰や知らんけども、まあ会長が代表で質問に答弁していただいて、そういうことに回数を重ねて市民の皆さんがね、こんだけ20人か30人か知らんけれど、それで手たいたって終わればね、市議会に上程した時にね、例えば16カ所でしたと、人数は20人ずつやけどこれだけ来ていただけましたと、それでみな信頼して喜んでね、これができたら郡山ようなるなど、本当によろ作っていただいたと言いましたとバーンとかましたらね、市議会、反発できんようになるわな。そんだけやってるから。だから6カ所ですると16カ所でするとではえらい違う。まあ言葉悪いけど全然違うんじゃないの？

委員 御旗の印がほしいということや。

委員 うん。そのタウンミーティングはその御旗になると思うねんな俺、その回数が。

委員 議会に答申して、その議会の間にタウンミーティングがあって意見

委員 いや、先、タウンミーティングしますねん。

委員 議会に出す前にして構わないの？そこんところがちょっと

委員 いや、それはそんでよろしい。

委員 あ、そう。それちょっと確認しておかないと

委員 それで、議会をとおってから、また、タウンミーティングできるわけや。

会長 あのちょっと位置付けをきちっと説明しとかんといかんかと今、反省したんですけれども、今日現在で皆さんご承認くださいましたから、先ほどの表題をちょっと修正除いて、これが答申原案になりますよね。で、この答申原案を受けて行政側がもう一度、法制ときちっと最終詰めて、ほんのごく一部の修正はあるにしても、これを市長部局の議会上程原案になるわけですわ。で、どんな段階であるか分かりませんがパブリックコメントかけなあかんわけでしょ。ね？議会に出すまでにパブリックコメントですよ。だからパブリックコメントにかけるということはタウンミーティングするということと一緒になんですよ。逆に言うたらパブリックコメントの意見が出やすいように地域に田んぼ耕しに入るみたいなものなんです。そんなに大がかりでたいそうな意味合いを考えなくても何も意見出さへんのは困るから出して下さいねと頼むみたいなものですわな。そういう位置付けやと思てもうたらいいんちゃいます。だから別にそれは議会の権限を優越しているわけでもないし、議会の顔をつぶすわけでもない。で、議会上程原案を最終仕上げるためにもういっぺん市民の皆さんの意見を聞かせて下さいと。

委員 パブリックコメントまでの手続きとしてどうやって市民に周知させるんですか？解説書を配るんですか？

会長 全市民に配布いうたら、すごいコストですね。

委員 あのね、今、整理して論じなければいけないのは議会までの間に行うべきこと、それから議会がとおればアドバルーンとして5大紙ある

いはそのテレビなんかでもバンッとあげられる。そっから市民にこういう2つに分けると、前半の方ではパブリックコメントそれから市民のタウンミーティングのようなものでちょっと我々以外の人間の意見なんかも聞いて、それも加味した結果こう修正しました、これが原案です、議会と、よっしゃっとなった場合にそれらの間はその2つくらいを手当すりゃええわけですな。それは知らしめるという行為よりも、むしろ議会に対してもの申すようなものですわな。だからまだ知らしめる必要もないと思います。で議会とおって、そこで市民全体に広げたらおうというた場合に、どんなもんやと、作ったんやと、ほんならパンフレットもこしらえなあかんし、企画室の方に窓口をこしらえて誰かこう聞きに来た時に資料渡すとか、説明するとかいう窓口もこしらえたらええと思います。ほんでパンフレットも配ったらええと思います。ほんでこれからは知らしめる作業にかかるわけだから綿密に10カ所でも6カ所でも、ようはきめの細かい方が知らしめることができるわけだし、そういうのを自治連合会とか小学生なんかでやっていくのと併せて私の方には学校のね、中学生とか高校生の方の学校にも言うていってホームルームの時間とか授業の中にちよっとう入れられるようになれば子ども達にも郡山市でこういう基本条例を作ってるっていったりですね、学生なんかに知らしめる行為も行っていけばいい。で、その他何かあれば、言うたればつながりが一番、つながりにはもちろん載せるでしょうけれどもね。つながりに載したら、どんなもんや、中身知りたいなというのも出てくるだろうし、そこで企画室がね、また窓口です、はい、皆さん来なはれや、説明しますよという、やっぱり窓口はいるでしょうな、看板かけたね、と思いますな。他にちよっとう何か忘れましたが。まっ、そのアドバルーンを上げる前の段階でのあれと後と分けて考えてやる必要があるということだけですね。

**委員** 行政がどこまでそのパブリックコメントの場合にね、どういう内容で市民に知らせるかという、この場合どういう風に考えておられます？ どのような内容のものをどこまで知らせるのか。

**事務局** 国民保護の時も一緒なんですけど、一応できあがった条例なり制度の説明については、ホームページに載せることは簡単ですね。それ以外は、市役所では企画政策課のカウンターのところ、それから各支所

のカウンターのところは原案を積んで、で、見て下さいと意見を下さいということでペーパーも置いたし、メールアドレスも書いたしということで、やれる範囲の集め方というのはしたつもりなんです。で、今回も同じことをパブリックコメントということであればするであろうという風に思います。

委員 実際問題そのホームページか、ホームページ見なさいというけどホームページ見れる人というのはそうたくさんはいません。

事務局 だから原案をカウンターに置きます。

委員 それとね、市役所行って原文を見なさいというようにね、市役所に来る人どのぐらいおるのかということと、それからそこで読んでも膨大な量ありますからね、そこで十分内容を理解できるかどうかという問題もあるんですよ。だからパブリックコメントにかけて大事ですけども、そのパブリックコメントにかけるまでのね、手立てとというか、どこまでパブリックコメントの内容ですよ、どういう内容でパブリックコメントにかけるか、で市民に周知徹底するかについては相当、やっぱり検討せなあかんのとちやうかなと思うんですけどね。

会長 広報紙に原案なんか載せないんですか？

事務局 載せないですね。この条例の場合はパンフレットを生駒市さんと同じように概要版みたいなん、ああいうのを作れば3万5千部作ってそれぞれ配るということはできますから、それは可能ですよね。ただパブリックコメントの場合、それを先に全部に配って意見をもらうというのはちょっとしんどい話ですので、やっぱりそれはある意味、限られても仕方ないかと思います。

委員 窓口置いて、見たい人は見に来なさいと、こういうことやね、結局。

事務局 まあ、「見に来なさい」というか、それしかね。

会長 一般的には、広報紙におおかたのあらまはこんな風な構造の原案ができました。詳細については各出張所とか公共施設に置いてますか

ら見て下さい。で、これに関するパブリックコメント下さい。というのが一般的ですよ。それで精一杯かもしれませんね。

委員 要旨がね、つながりに載って全戸に行くのか、それが聞きたいんです。で、今、会長がおっしゃったように詳しくはホームページを見るか窓口に来なさいと

会長 そやけどやっぱり自治基本条例やから、広報にパブコメやりますというのは、ある程度の概要は載せんとまずいんちゃうかな。

事務局 う〜ん。広報紙の担当でもあるし、ITの担当でもあるのでそれぞれのやっぱり範囲というのがありましてね、もし自治基本条例のことを載せるとなると他の分を割いてでも載せるということになって、今の段階でそうしますと、なかなか約束しにくい立場でもあるんですよ。

副会長 ただ、自治基本条例って何かということについて、せめて目次があればね、こんなこと書いてるねと分かるんだよね。で、目次で「これ何書いてるのかな？」ということで見に行こうかということになるんで、目次くらい広報に載せないとやっぱり周知はできないんじゃないかな。

事務局 もちろん、つながりにパブリックコメントを募集してますよと、こういうところに置いてますよと、ほしい方は電話していただいたら、いつでも送らせてもらいますよというような広報はしてますよ。あることの意味は、存在は載せますけど、全部載せるというのができるかどうか。

会長 全条文を載せるなんて無理。それは無理。それを言い出したら各部署がみんな言い出す。そしたらこんな分厚い広報になってまうから、それは無理。全条文を載せるというのは考えない方がいいです。むしろこういうことをやってますよと、いよいよ議会に上程しますよと、その手前のところで意見を言うて下さいよというのが分かるようになってたらいんちゃうんかな。

委員 会長が前に何回か市民交流館とかでこれが始まる前にお話しされま

したよね。あれは、この委員会ができる前でしたかね？

会 長 前でした。

委 員 あれはそういうものがあるというのは広報紙か何かに載ったんじゃないですか？それを見て皆さんお見えになったんじゃないですか？あれぐらいはできるということでしょう？

事務局 そうです。会長の講演で市民の方に火を付けようと、3，4回やっ  
たんです。

委 員 ここにおられる方みな、1回くらい出られたんじゃないですかね。

委 員 あの時、何人来はったかな。25人？30人？

事務局 もっと多かったですよ。

会 長 50人くらい。そんなシンポジウムみたいなんをやるのも方法ですよ  
ね。

委 員 あんなんしたらええねんな。あの方がええな。

会 長 分かりました。まあね、予算の制約もある、それから期限の制約も  
ある、それから事務局のいわゆる人的なパワー、手が回らんということ  
もあるでしょうから、その制約の中で最善を尽くしてもらおうというこ  
とで、ここはお願いしておかないとしゃあないかなと思います。皆さん  
のご意思とすれば、可能な限り全市民に何らかの形でアクセスでき  
るチャンスがあったぜという形にしてくれよということだと思います。

委 員 その中で参考になるのが最初に言いましたホームページなんですけ  
どね、現在、自治基本条例のホームページがあるんです。で、毎月あ  
るんですが、ある意味で全く内容がどんな何が審議されているか分か  
らないと私は判断します。だから例えば先ほどあったように、せめて  
目次、それからできたらそれに対する簡単な解説なり、ある程度内容

が分かるですね、いうもので考えていかないと、ホームページの、事例としてホームページにあるようなものでは私は全く駄目だと、こういう風に判断しているという。

会 長 はい、分かりました。今もまたお話に出ました解説書はパブリックコメントをいただく段階ではもう用意されてなあきませんよね。それから議会に可決・成立した段階で、またその解説書は成立した後のものとしてちょっと一部修正があるかもしれませんが、それはそれで正式な解説書に化けると、そういう風にご理解いただけますでしょうか。あとは行政側ですね、ご都合と言うたら失礼ですがスケジュールにのっとって進めていただくことになります。で、今日只今現在で、これが答申原案として確定させていただくということでございますので一旦、私たちの手を離れますが前の会議でお話が出ましたように市長さんにこの答申原案わたります。で、わたってから後、1回程度は懇親いうたらおかしいですけど意見交換会をやりたいとおっしゃってましたので、その辺の見通しはいかがでしょうか？

事務局 考えております。また連絡します。

会 長 はい、その時は皆さん呼んでくれはるんですね。

事務局 はい。

会 長 ではこれで一応、答申案が確定いたしましたので今日のところは作業が終わりました。あとは皆様方のご感想をいただくかということですが、どうでしょうか？お一人ずつ、言うていただいたらええかと思えます。

委員一人一人がこれまでの感想等を述べる。

副会長 参加させてもらってすごく勉強になりました。特に素案を作る段階のグループ議論ね、あれが非常にやっぱり面白かったですね。特にそこに職員の方が参加していてね、いろいろ働いてくれて、あれは多分ね、他の市ではあんまりやってないんですね。そういう点では結構、職員の方も一生懸命考えてくれたし、今後、郡山市行政というか、が

変わっていくね、種をまいたんではないかという気がしてます。そういう点では並行して生駒市があったわけですが生駒市はそういうのがなかったわけですからね。そういう点では郡山市の行政職員の方の意識の変化について少しはそれこそ種まきはできた感じはします。それはこの郡山市の自治基本条例を市民が作っていくね、きたというか、それが大きな成果の1つで誇っていいんじゃないかと思います。実際、どうなるか分かりませんが、やってきたことについては非常に難しかったですけど、そういう点では良かったなあと、他では経験できない経験ですから。それからもう1つ、僕も介護保険事業計画とかに関わって、郡山市の計画行政とかに少しは関係するわけですが、その中で一番問題に思っているのはやっぱりコミュニティが非常に郡山の場合は難しいというかな、そこに自治会と社協とね、というようないろんな利害が絡み合っていてスカッといかないんですね。だからその辺はどっから変えていくか非常に難しく、それが自治基本条例を契機にしてね、変わっていく変えていく1つの提案になってほしいと思います。ただ本当に難しいんですね、僕はそういうことを「私民」から「市民」へと行ってんですけど、つまり自分の権利は言うんですけど、全体のこと考えてくれない。で、「市民」は全体を考えて自分たちの利害について責任を持ってやっていくという、そういう市民ですよ。残念ながら郡山の現状というか、むしろどこでもそうなんですけどね、私民が多くて。少なくとも今ここで議論している仲間達は「市民」になりつつあるというか、なったというか。そういう点では、多分、生駒市の議論の水準を抜いてると思いますよ。ただそれがね、うまく現実になるかどうかはまだ分かりませんよ。非常に抵抗強いです。議論の水準は郡山市の地域社会の、あるいは行政の水準からするとずうっと前にいっちゃってる可能性があるんですね。その点は誇りができたと思うんですけど、それを定着させるためには、それこそ皆さんが「市民」として引き続き頑張ってくださいと、楽しくね、楽しく頑張ってくださいということが大事じゃないかな、いう風に思います。どうもありがとうございました。

会 長 どうもありがとうございました。ひとわり、ご意見いただきました。大変暖かいメールも送っていただいたなあとと思います。事務局に対する思い入れまで今日のご披露いただいたと。私なりに今日のけじめとしまして一応、申し上げておきたいことは、これは事務局に対し



てですが必ずしも作らないといけないとは思いませんが、この条例ができてから後にね、より詳しく参画と協働の推進条例のようなものは必要なかもしれない。自治基本条例だけでは原則確認してるだけであって、具体的な制度とかに対応できていないかもしれないっていうことも検討が必要かと思います。それから議会におかれましては議会基本条例及び議員倫理条例もしくは規定を作られるところまで踏み込まれるかもしれませんね。それは期待していいんじゃないでしょうか。もっともこの条文で十分よと言わはったらそんでええわけです。それから次に総合計画は今後ですね、絵に描いた餅の総合計画と、悪口言われる総合計画ではなくなってしまいます。目標を数値化するとはっきり書かれましたから、数値目標が設定されている総合計画になるわけで、その目標数値が書かれていなければ条例違反になる。大変重たい大きな規定の歯止めがここにかかっております。それから行政評価もですね、外部評価を受けるということ書かれていますから、総合計画の目標数値に基づく行政評価が進む。つまりペアになるということがここで確認されたかと思います。だから外部監査もやるというてますから、この外部監査はどういう方式でやるのか、また別途これは検討し外部監査条例を作らねばならないと思われませんが、外部監査条例でなくても外部監査規則でも構わないかなあとは思いますが必要になってくるということです。それから個人情報保護とか情報公開は既に条例があると思います。それから公益通報についてもこれは制度設計をもう少し精密にせねばならない。さらに危機管理に関しては条例があったと思います。それから市民公益活動については、いわゆるNPOのような個人市民結集型の市民公益活動も応援しましょう。それだけじゃないですよ、自治会・町内会を中心とした地域自治の地域協働社会を守る、そういう住民自治に関しても公共的支援を凶っていくということをおっしゃいますから、何らかの政策的な進展を、踏み込んでいくという態度がここで明確になったと思います。それから、意見聴取制度については、パブリックコメントそのもののことでありますので、これは「市長がこれを定める」ですからパブリックコメント規則という形になると思われま。住民投票につきましても、これはですね、市民の発議権、議会の発議権、市長の発議権、ちゃんと規定ありますから住民投票条例を作らねばなりません。これも次の作業になります。それからですね、このまま条例がちゃんと運用されているかということを見守る委員会が別途、設置するという、きちっと規

定されてますので、この委員会が設置されると思います。そういうところにもですね、皆様方に参加していただける海路が開かれると思いますのでどうか1つよろしくお願いします。つまりこの条例は、スタートであってゴールラインではない。まだまだ、まだまだやらかなあかんこといっぱい出てきますね。そういう点で先ほど、どなたかがおっしゃってましたように、おっしゃったと思うんですけど、副会長でしたかね。皆様方は、実はこれからの大和郡山における大きな宝物みたいな人材の位置付けに変わっておるのです。つまり経験者なんですね、このプロセスの。で、経過もよくご存知で議論の中身も良く記憶なさっておられる。そういう方々こそ今、お話ししたようないろんな条例を作るとか、審議するとか、そういうところにどんどん関わっていただくことが望ましいと思います。ある先生がおっしゃったんですけどね、冗談半分で。人材には4種類ある、一番最高の人材が人の財産（人財）と書く、宝ですね。これが一番良いんですね。だけど、先ほど、どなたがおっしゃった、市民にも品格があると、様々やおっしゃいましたが、このクラスになりますと人徳もあるし人の意見も聞くし、判断力もあり、それから選択力もあるとこうなるんでしょうね。その次が一応役に立つという「人材」、これは材料と書きます、「人材」。その次がただおるだけという人の存在とかく「人在」。で、最悪がですね、人に罪と書く（人罪）、これは文句ばかり言うて、人の揚げ足を取りそして批判ばかりする、提案ができない。で、関わるたんびにみんなが嫌になるという、こういう人も結構多いんですが、こういうプロセス・作業を通じて人間は磨かれる他ないわけで、初めからそんな素晴らしい人材が出てくるわけがない。だからやっぱりこの共同作業をやった経験、これ足かけもう3年かかっているんですよ。正確には3年ちゃいますけどね、足かけ3年、2年半ほど。これは大変大事な経験だと思しますので、皆様方も自信を持っていただいて、これからどんどんと大和郡山市の公募の委員などがあつたりしたら手を挙げてもらったらいいんじゃないかなと思います。ちなみにワークショップのことを少しお話でましたけど、ワークショップを途中からこういう円卓会議に切り替えた判断は、事務局さんともご相談してさせていただいたわけですが、決してですね一方的にワークショップを打ち切ったわけではありません。ご記憶でしょうか？最後の条文まで一応全部、ワークショップでやってるんです。で、4つの班とか3つの班になったりしてましたけど、それをいっぺん合成してるんですね。

で、全体の意見を重ね合わせたところで円卓会議に切り替えました。それはちゃんと手順を踏んでるんです。だから共同体験ができたと思います。そのようなご経験もですね、これから皆さん方が作業というか、案を作る作業をなさる時にどうか活用してください。「ああいうやり方したらうまいこといくで」とかね、なんぼでも、別に特許でもなんでもありませんから、「なかなかええもんやなあ」と思ってください。以上が私の事務局さんにも伝達することではありますが、この長い間、一緒にご苦労いただきまして本当にありがとうございました。感謝申し上げます。ありがとうございました。それでは、その他、事務局から。

事務局 長い間ありがとうございました。最初に43名集まっていたいただいて全員公募でというのは郡山始まって以来でした。そこに職員も最高19名まで、私がお願いして来ていただいた優秀な職員ばかりで今も今日3人、忙しいなか来てくれてます。これからも議会提案に向けて頑張っていきますのでご協力よろしくをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

会 長 その他の連絡事項ありますか？特段ありませんか？

副会長 大まかなスケジュール見込みをもう一度確認した方が良いでしょう。

事務局 先ほどもスケジュールの話ありましたが、私の頭の中で思っているのは、まず会長に市長への答申案を正式に渡していただくと、その後は言っていましたように、いろんな団体のところに案を投げかけていこうという風に思っております。それから時期的にちょうど1月から5月くらいがいろんな団体の総会等がございますので、その辺に時間があったら時間をいただいて条例の説明なりご意見いただくような形をとりながら大きなタウンミーティング的なものは公共施設を使いながら各地域にやっていきたいという風に思っております。で、6月議会に提案する予定なんですけどね、15日の議会を見ると不安になってきて私自身も議会がかなりハードル高くなってきたんで、ちゃんと提案できるのかどうなのかというのは疑問に思いながら不安なんですけど、実は。それも頑張ろうという風に思ってますのでご協力よろしくをお願いしたいと思います。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。

委 員 ただ 1 つね、事務局をお願いしたいのはですね、会長から市長に答申していただくことをね、新聞にね、

事務局 もちろん、そういう風に思ってます。

委 員 いっぺんね、議員さんとね、討論会みたいなのをやってみたいと思ってるんですがどうでしょう？

会 長 それは議会が受けて立つかやね。

委 員 これを実際に私ら 2 年 3 年かかっていろいろ読んでようやく分かった。だけど議員さんでこんなん読まんとか好きなこと言ってる人がおるわけ。「こんなん、やめとけ」と言う人もおるわけやから。実際に議員さんと討論会で話をして、こんなことをやったというのを分かってもらうのは必要だと思うんですけどね。

会 長 それは理想的には僕らもそう思いますけども、それを誰がどのようにして伝えていくのかというのは非常に難しい問題がありますよね。だから行政からそれを言うたら議長に対する市長からの申し入れということになるんでしょうけれど、議会側は首長部局とは全く別の団体ですからね。だから僕はどっちか言うたら市民側からそういう意見を言うていくのが正論ではないかなあと思います、行政から言わせるよりね。

委 員 先ほどちょっと私、提案のような、やはり何かこういう縁があって集まったんですからね、何か母体を作れないかな、それと懇親会的なものを

会 長 いっぺん懇親会やりましょうか？

副会長 懇親会を土台にしてそういうの作れば良いんじゃないかな。

委 員 それで母体ができたらその母体が議会に申し入れあれができるんで

しょうけれど、まさか事務局さんにやってくれと言ってもですね、微妙な立場で無理でしょうから、我々が動かざるを得ないと思うんですが。

会 長 だからその際は、行政側の意見も聞きながら我々の方が動いたらええと、そういう風に動いてくれと、私らもう関知せんという風にお墨付きをもらったら、こっちが動くのもありでしょうね。それは構わないと思います。そういう検討委員会一同ということでやるか有志でやるかは別にして、やっぱり市民の力が一番大きいですよ。

委 員 私のところにも市会議員の方が何人か、「どないなっとんねん」と、「ワシら内容は分からへんけども、アンタもうとるんやろ」という話になった。そやけど会長からね、市長へ答申が出んことには出せませんわな。中には議員さんとして関心を持っておられる方がいます。

委 員 もうそういう場合、出してよろしいんか？

会 長 もう今日以後はいいでしょ。今日以後はもうオープンです。

委 員 修正されたやつ、またくれますの？

事務局 はい。

会 長 もうご心配いりません。既に原案そのものは公開文書になってますから、内部文書じゃないですから、外に出たって別に支障はないです。ただ公式文書ではないということを伝える必要があります。まだたたいてる原案ですよと。だから今日以後は答申に有効になりますから、正式に言うたら市長に渡してから後やけどね。そやけど今日以後は大丈夫でしょ。

委 員 ホームページに答申案を全て

会 長 載せる。それは載りますよね？

事務局 載せます。

委 員 それは解説書と含めて全て

事務局 解説書のボリュームにもよるんですけど、おそらく載せるつもりで  
おります。

会 長 そしたら、どうもありがとうございました。これをもちまして終わ  
らせていただきます。

以下余白